

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和 8 年（2026 年） 9 月 30 日

収支等命令者

佐賀県産業労働部ものづくり産業課長 川原 靖

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | さが半導体フォーラムホームページ制作業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 9 年（2027 年） 3 月 31 日（水）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県産業労働部ものづくり産業課が指定する場所 |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペへの参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年（1947 年）政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年（2002 年）法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年（1999 年）法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から参加資格確認申請書の提出期限までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年（1991 年）法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体（JV）の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の（1）から（2）までの条件を満たすこと。
共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、他の共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県産業労働部ものづくり産業課ものづくり推進担当
郵便番号・住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話番号 0952-25-7421
ファックス番号 0952-25-7282
電子メールアドレス monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和8年9月30日（水）から同年10月14日（水）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 参加資格の確認

本件企画コンペへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）に関係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (1) 提出期限 令和8年10月14日（水）17時00分まで ※必着
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8年10月21日（水）までに通知する。

5 提案書の提出

関係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (1) 提案書の内容は、別紙仕様書のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和8年10月28日（水）17時00分まで ※必着

6 結果の通知

令和8年11月6日（金）までに全ての参加者に対して通知する。

7 最優秀提案者の決定方法

- (1) 審査は書類審査とし、評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目を0点とする。
- (3) ローカル発注の推進のため、提案者が佐賀県内に本店、支店等を有する者（支店等の場合は、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者）であった場合は、別紙評価基準のとおり加点する。複数事業者による共同事業体（JV）の場合、構成員のいずれかが、上記要件に該当する場合は、加点対象とする。
- (4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- (5) 最優秀提案者は、全ての審査委員の評価点が最低基準点以上であった参加者のうち、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の協議の上、審査委員長が最優秀提案者を決定する。

8 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適切に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 別紙仕様書に掲げる提案事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次のア又はイのいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出物は返却しない。

(6) その他

上記の他、本件企画コンペの詳細は、別紙説明書によるものとする。